医療機関のみなさま

県内で麻薬の事故が増えています！

最近、医療現場で、麻薬が適法な使用、廃棄等を原因としないで、あるべきところからなくなること（麻薬事故）が増えています。麻薬は、法令によって厳しい管理が定められているため、より一層注意して取り扱うよう心がけてください。

広島県内の麻薬事故件数の推移（令和２年～令和７年）

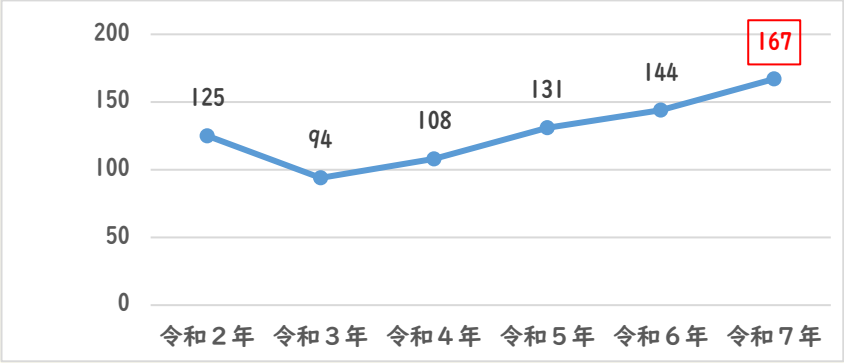

麻薬診療施設での事故の件数（令和７年）

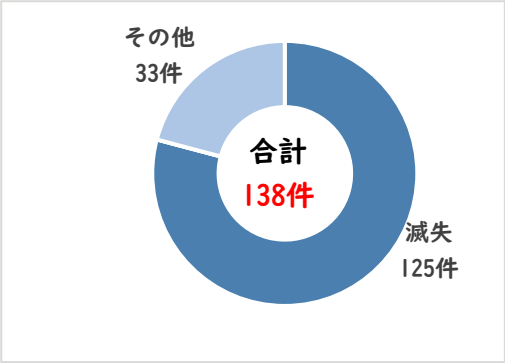

令和７年に起こった麻薬事故の事例

- 配薬時、患者Ａの麻薬を誤って患者Ｂに与薬してしまった。
- 使用期限が切れている麻薬を誤って患者に投与してしまった。
- 麻薬施用者免許がないにもかかわらず、患者に対し麻薬を施用してしまった。

麻薬の管理、事故等について、ご不明な点がございましたら、管轄の保健所又は県薬務課（082-513-3221）までご連絡ください。

県では、毎年報告があった麻薬事故を整理して、麻薬事故事例集を作成しています。
県内の麻薬事故の傾向や実際の事故の詳細（事故の内容、原因、対策など）を掲載しているため、院内の麻薬管理マニュアル作成時や、院内の研修の際などにぜひご活用ください。

事故事例集抜粋

事故の内容	事故の原因	対策
オキシコドン注射液50mg/5mL払出し指示のところ、誤ってモルヒネ塩酸塩注射液50mg/5mLを払出し、患者に投与してしまった。	①調剤した薬剤師及び監査者の確認不足のため。 ②受け取った看護師及び監査者の確認不足のため。	①調剤時、バーコードによる処方薬の確認。 ②調製前後、ダブルチェックによる確認の徹底。

広島県HP「麻薬事故事例集を作成しました」
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/mayakuzikozirei.html

広島県健康福祉局薬務課（令和８年６月作成）